

プロ野球選手の肖像権等事件：東京地裁平17（ワ）11826号 平成18年8月1日判決（棄却）〔特許ニュース2006年11月30日号〕

〔キーワード〕

プロ野球選手の氏名権・肖像権，人格権，野球協約，統一契約書，本件契約条項，独占的使用許諾権，商業的利用権（パブリシティ権），顧客吸引力

〔主 文〕

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

〔事 実〕

1 事案の概要

本件は，プロ野球選手である原告らが，所属球団である各被告らとの間において，プロ野球ゲームソフト及びプロ野球カードにつき，各被告らが，第三者に対して，各原告らの氏名及び肖像の使用許諾をする権限を有しないことの確認を求めた事案である。

これに対し，被告らは，野球選手契約に用いられる統一契約書16条（以下「本件契約条項」という。）により，原告らの氏名及び肖像の商業的利用権（パブリシティ権）が，被告らに譲渡され又は被告らに独占的に使用許諾されている旨を主張した。

2 争いのない事実等

(1) 当事者等

ア 原告高橋由伸，原告上原浩治，原告二岡智宏及び原告阿部慎之助は，いずれも被告株式会社読売巨人軍（以下「被告巨人軍」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

原告宮本慎也，原告度会博文，原告五十嵐亮太及び原告古田敦也は，いずれも被告株式会社ヤクルト球団（以下「被告ヤクルト」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

原告鈴木尚典，原告三浦大輔及び原告相川亮二は，いずれも被告株式会社横浜ベイスターズ（以下「被告ベイスターズ」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

原告井端弘和，原告岩瀬仁紀，原告福留孝介及び原告森野将彦は，いずれも被告株式会社中日ドラゴンズ（以下「被告ドラゴンズ」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

原告今岡誠，原告赤星憲広，原告福原忍及び原告濱中治は，いずれも被告株

式会社阪神タイガース（以下「被告タイガース」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

原告黒田博樹，原告新井貴浩及び原告小山田保裕は，いずれも被告株式会社広島東洋カープ（以下「被告カープ」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

原告小笠原道大，原告金子誠，原告金村暁及び原告木元邦之は，いずれも被告株式会社北海道日本ハムファイターズ（以下「被告ファイターズ」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

原告松坂大輔及び原告星野智樹は，いずれも被告株式会社西武ライオンズ（以下「被告ライオンズ」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

原告小林雅英，原告福浦和也及び原告渡辺俊介は，いずれも被告株式会社千葉ロッテマリーンズ（以下「被告マリーンズ」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

原告川越英隆，原告阿部真宏及び原告高木康成は，いずれも被告オリックス野球クラブ株式会社（以下「被告オリックス」という。）に所属する現役のプロ野球選手である。

イ 被告らは，それぞれ野球競技の興業等を目的とする株式会社であって，いわゆるプロ野球球団を運営している。

被告巨人軍，被告ヤクルト，被告ベイスターズ，被告ドラゴンズ，被告タイガース及び被告カープはセントラル野球連盟（以下「セ・リーグ」という。）を，被告ファイターズ，被告ライオンズ，被告マリーンズ，被告オリックス，株式会社楽天野球団及び福岡ソフトバンクホークス株式会社はパシフィック野球連盟（以下「パ・リーグ」という。）をそれぞれ構成している（以下，被告ら並びに株式会社楽天野球団及び福岡ソフトバンクホークス株式会社の各社を単に「球団」，これらの球団を併せて「プロ野球12球団」ということがある。）そして，セ・リーグ，パ・リーグ及びこれらを構成する上記プロ野球12球団は，日本プロフェッショナル野球協約（以下「野球協約」という。）1条に基づいて設立された，法人格なき社団である日本プロフェッショナル野球組織（以下「NPB」という。）を構成している（弁論の全趣旨）。

社団法人日本野球機構（以下「野球機構」という。）は，我が国における野球水準を高め，これを普及して国民生活の明朗化と文化的教養の向上を図るとともに，野球を通してスポーツの発展に寄与し，我が国の繁栄と国際親善に貢献することを目的として昭和23年3月1日に設立された社団法人であって，球団間の試合日程の編成や野球試合の主催等の事業を行い，プロ野球12球団がその会員となっている（乙52）。

ウ 原告らは，我が国のプロ野球12球団に所属する日本人選手全員と一部の

外

国人選手から構成される労働組合である日本プロ野球選手会（以下「選手会」という。）に加入している。

(2) 野球協約の定め等

野球協約は、前記(1)イのとおり、セ・リーグ、パ・リーグ及び各構成球団がNPBを結成するに当たり、これらの団体間で、我が国の野球を不朽の国技にし、野球が社会の文化的公共財となるよう努めることによって、野球の権威及び技術に対する国民の信頼を確保すること、我が国におけるプロフェッショナル野球を飛躍的に発展させ、もって世界選手権を争うこと、所属団体及び個人の利益を保護助長することを目的として（3条）、定められた協約である。

野球協約は、球団が所属する選手との間で野球選手契約を締結する場合には、実行委員会が定める統一契約書によること（45条1項、46条）及び統一契約書の条項は契約当事者間の合意によっても変更することはできないこと（47条1項）を定め、参稼報酬額や特約条項を除いて、球団が選手と基本的に同一の約定で契約することを確保している（乙50、51）。

そして、統一契約書29条では、球団及び構成する選手が、野球協約を諒承しかつ従うことをうたっている（甲5、乙51）。

なお、同契約書2条は、各球団と所属選手の間での契約の目的は、選手がプロフェッショナル野球選手として特殊技能による稼働を球団のために行なうことにある旨を定めている（甲5、乙51）。

(3) 本件契約条項（統一契約書16条）

本件契約条項は、次のとおりの規定である（甲5、乙51）。

ア 1項

「球団が指示する場合、選手は写真、映画、テレビジョンに撮影されることを承諾する。なお、選手はこのような写真出演等にかんする肖像権、著作権等のすべてが球団に属し、また球団が宣伝目的のためにいかなる方法でそれらを利用しても、異議を申し立てないことを承認する。」

イ 2項

「なおこれによって球団が金銭の利益を受けるとき、選手は適当な分配金を受けることができる。」

ウ 3項

「さらに選手は球団の承諾なく、公衆の面前に出演し、ラジオ、テレビジョンのプログラムに参加し、写真の撮影を認め、新聞雑誌の記事を書き、これを後援し、また商品の広告に関与しないことを承諾する。」

(4) プロ野球ゲームソフトにおける原告らの氏名及び肖像の使用許諾

ア 使用許諾契約

被告らは、プロ野球ゲームソフト（以下「野球ゲームソフト」という。）につき、野球機構を通じて、ゲームソフトメーカーに対し、別紙関係目録において対応する各原告ら選手の氏名及び肖像の使用を許諾しているが、原告らの許諾は得ていない。

イ 使用料の支払

野球機構から球団名、球団マーク並びに選手の氏名及び肖像の使用許諾を受けたゲームソフトメーカーは、野球機構及び各球団に対し、使用料を支払っている。球団は、氏名及び肖像が使用された所属選手に対し、上記使用料の一部を分配している（乙16）。

(5) プロ野球カードにおける原告らの氏名及び肖像の使用（乙2，弁論の全趣旨）

ア カルビー「プロ野球カード」

(ア) 使用許諾契約

カルビー株式会社（以下「カルビー」という。）は、被告巨人軍が9年連続の日本一を達成した昭和48年以降30年以上にわたって、選手の写真等を使用したおまけのカード（カルビープロ野球カード。以下「本件野球カード1」という。）を本体のポテトチップスとともに同梱した菓子「プロ野球チップス」を販売してきた。

プロ野球12球団は、本件野球カード1につき、カルビーに対し、別紙関係目録において対応する各原告ら選手の氏名及び肖像の使用を許諾しているが、カードを作成することに選手らの許諾を得ているわけではない。

(イ) 使用料の支払

本件野球カード1については、カルビーからプロ野球12球団に対し、所属選手の肖像使用料として、所属選手の野球カード掲載（カード化）の回数に応じて一定金額を支払うこととされている。

なお、過去には自球団所属選手の宣伝や人気アップになるという理由から、カードに使用する写真をカルビーに対して無償供与する球団も存在した。また、時折、販売促進企画として、カルビーとプロ野球12球団がタイアップし、カルビーがプロ野球12球団のために制作したオリジナル野球カードをペナントレース期間中の球場で配布することがある。

このような販売促進企画については、カルビーはプロ野球12球団に対し特別に肖像使用料を支払わない。

イ ベースボール・マガジン社「BBM ベースボールカード」（乙1，弁論の全趣旨）

(ア) 使用許諾契約

株式会社ベースボール・マガジン社（以下「ベースボール・マガジン社」という。）は、平成3年以降15年以上にわたり、プロ野球及び選手に対する一般の興味を広く振興させることを目的として、選手の写真等を使用したカード（BBMベースボールカード。以下「本件野球カード2」といい、本件野球カード1と併せて「本件野球カード」という。）を販売してきた。

ベースボール・マガジン社は、平成3年、本件野球カード2の販売に当たり、プロ野球12球団との間で、所属選手の氏名及び肖像に関する契約を締結し、以降、各契約を更新してきた。プロ野球12球団のうち多数は、この契約を5年ごとに更新しているが、1年又は3年ごとに更新している球団もある。なお、被告らは、カードを作成することに原告ら選手の許諾を得ているわけではない。

（イ）使用料の支払

ベースボール・マガジン社は、プロ野球12球団に対し、上記各契約に基づいて、本件野球カード2の総売上額の6パーセントに当たる氏名及び肖像の使用料を支払っているが、毎年4月及び7月に、それぞれ一定額の金員を支払い、さらに毎年12月、売上額の6パーセントから既払額を控除した額の金員を支払っている。

各球団で枚数に差が生じる特別なカードについては、異なる取扱いがとられ、ベースボール・マガジン社と各球団との間で交わされた覚書に基づいて、各球団に対し、1種類当たり一律2万円が別途支払われている。

なお、ベースボール・マガジン社が各球団のためにオリジナルで制作した本件野球カード2を球場内でファンのために配布している球団もある。

ウ 球団は、氏名及び肖像が使用された所属選手に対し、上記使用料の一部を分配している。

3 本件の争点

(1) 本件契約条項の解釈（氏名及び肖像の使用権の譲渡又は使用許諾の有無）

(2) 本件契約条項の有効性

ア 本件契約条項は不合理な附合契約として無効といえるか

イ 本件契約条項は独占禁止法違反として無効といえるか

〔判 断〕

1 争点(1)（本件契約条項の解釈）について

(1) 前記第2の2の各事実に証拠を総合すれば、次の各事実が認められる。

ア 本件契約条項制定の経緯

(ア) 前記第2の2(1)イのとおり、被告巨人軍らのセ・リー